

第一種特定原産地証明書発給システム

ID 体系変更に係るFAQ

2026年4月23日

日本商工会議所

今般の第一種特定原産地証明書発給システムの大幅刷新の一環として、ID体系を変更します。本件に関し、説明動画を視聴いただいた方から多く寄せられたご質問について、以下のとおりFAQをとりまとめましたので、ご参照ください。

◆ ID等の呼称の変更・新設等について

現行システム	新システム (移行日調整中)	主な用途・役割
ユーザーID	企業登録ID	○企業登録情報の変更・更新申請 ○サイナーIDの変更等申請 ○グループ管理IDの設定
	サイナーID	○判定依頼 ○発給申請 ○同意通知 ○発給手数料等支払（経理）
連絡先担当者	連絡担当者 (≒企業登録ID保有者)	○検認への初動対応 ○法6条に係る事案への初動対応 ○日商からの重要情報の受信・確認
(新設)	グループ管理ID	○グループ所属サイナーIDの変更等申請
(新設)	アシスタントID	○サイナーID名義によるサイナー業務 ※同意通知は不可
(新設)	経理担当ID	○発給手数料等支払（経理）

I. 各種IDについて

Q1-1. 企業登録IDは1社につき1つですか？

A1-1. 企業登録IDは、日商から1社につき1つ発行します。新システムにおける企業登録情報やサイナーの変更・更新等は、この企業登録IDを使用して申請してください。

なお、本IDは当該企業のサイナーである連絡担当者（新システムでの呼称）に管理いただきます。

Q1-2. 企業登録IDはいつ頃、どのような形で通知されますか？

A1-2. 2026年3月12日までに登録・変更申請された連絡先担当者（現行システムでの呼称）宛に2026年3月下旬から簡易書留にて順次郵送しています。

- Q1-3. 企業登録 ID に複数のメールアドレスを設定できますか？
A1-3. できません。日商からの通知が連絡担当者宛に確実に送達されるメールアドレスを設定ください。
- Q1-4. グループ管理 ID を設定するために、日商へ ID 発行申請が必要ですか。
A1-4. 不要です。企業登録 ID 保有者が同 ID を使用して、新システム上でグループ管理 ID を設定します。
- Q1-5. 現行システムのユーザーID は、新システムではどのように取り扱われますか？
A1-5. 現行システムのユーザーID は、サイナーID（新システムでの呼称）へ自動移行されます。
- Q1-6. 経理担当 ID を設定した後も、サイナーID による発給手数料の決済手続きは可能ですか？
A1-6. 経理担当 ID を設定した後も、これまでどおり、サイナーID による発給手数料の決済手続きが可能です。新設する経理担当 ID は発給手数料の決済手続きのみ操作可能な ID ですので、経理業務を補助させたい場合の任意設定となります（新システム移行後に設定可）。
- Q1-7. アシスタント ID の登録数に上限はありますか？
A1-7. アシスタント ID の登録数に上限はありません。ただし、アシスタント ID はサイナーID 名義（サイナーの署名）を利用して判定依頼や発給申請等を実施することとなるため、アシスタント ID 数が多くなるほど、サイナーID 保有者の管理責任が大きくなります。管理できる範囲での設定・運用をご検討ください。
- Q1-8. 退職や異動によりサイナーID を削除した場合、削除されたサイナーID に紐づくアシスタント ID はどのように取り扱われますか？
A1-8. サイナーID が削除された場合、当該サイナーID に紐づくアシスタント ID は全て無効となります。適宜、有効なサイナーID に紐づく新たなアシスタント ID を新システム上で設定してください。
- Q1-9. サイナーID に登録できる者として「企業の従業員（直接雇用者）に限る」と指定されていますが、役員をサイナーとして登録可能ですか？
A1-9. 当該企業に所属しているのであれば、役員をサイナーとして登録可能です。
- Q1-10. 企業登録 ID とサイナーID の2種類が必須設定であり、それ以外の ID（アシスタント ID、グループ管理 ID、経理担当 ID）は任意設定という認識で合っていますか？
A1-10. アシスタント ID、グループ管理 ID、経理担当 ID は、申請業務の実態に即して任意で設定ください。

Q1-11. アシスタント ID、グループ ID、経理担当 ID はいつから設定可能ですか？

A1-11. 新システム移行後（期日は調整中）から可能です。

Q1-12. 各種 ID やパスワードを失念した場合、再発行手続きはどのように行いますか？

A1-12. 今後公表する操作マニュアル（準備中）等に具体的な手続きを掲載いたします。

Q1-13. 現在の連絡先担当者はユーザーID 登録をしていません（ユーザーID を保有していません）。新システム稼働後、その担当者（新システムでの呼称）が、サイナーID を保有しないまま、連絡担当者（企業登録 ID 保有者）となることはできますか？

A1-13. 連絡担当者（企業登録 ID 保有者）はサイナーID 保有者の中から選定いただく必要があります。アシスタント ID については、その ID に紐づいているサイナーの申請のみしか確認ができないため、アシスタント ID のみの保有者は連絡担当者になれない仕様となっています。
日商からの連絡に常時適切に対応できる方が望ましいため、新システム移行を機にサイナーID 保有者の中から連絡担当者の選定をお願いします。

Q1-14. グループ管理 ID の下にアシスタント ID を作成することは可能ですでしょうか。

A1-14. できません。アシスタント ID はサイナーID の下にのみ作成可能です。

Q1-15. グループ管理 ID は同じグループに対して複数名に設定することは可能ですか？

A1-15. できません。

Q1-16. サイナーAがサイナーBのアシスタントIDの設定、削除等を行うことは可能ですでしょうか。

A1-16. できません。サイナー本人に紐づくアシスタントのみ設定、削除等が可能です。

II. 企業登録情報の確認・変更について

Q2-1. 現在の連絡先担当者や、ユーザーIDの確認方法を教えてください。

A2-1. 以下 URL よりご確認ください。

○[ログイン ID 体系の改正に伴う当面の確認事項](#)

Q2-2. 現在の連絡先担当者（現在の呼称）の変更やユーザーID（登録サイナー）の登録の方法を教えてください。

A2-2. 以下 URL よりご確認ください。

○[発給システムにおける 企業登録の更新/変更および署名者（サイナー）の変更/追加/削除 操作説明書](#)

Q2-3. 新システム移行後の企業登録情報の変更・更新手続きはどうなりますか？

A2-3. 新システム移行後の企業登録情報の変更・更新申請は「[企業登録 ID](#)」を使用して申請いただくこととなります。具体的な手順は追ってご案内いたします。

Q2-4. 企業登録の有効期間が残っていますが、新システム移行に伴い、有効期間に影響はありますか？

A2-4. [引き継がれます](#)ので、影響はありません。

Ⅲ. 新システム移行までのスケジュールについて

Q3-1. 新システム移行に伴う機能・仕様の変更内容について教えてください。

A3-1. 重要情報に下記を掲載しておりますので資料および動画をご確認ください。

ご質問等はフォームより受け付けております。本ご案内をもって新システムの機能に関するご説明とさせていただきます。

○第一種特定原産地証明書発給システムの 更新に伴う機能・仕様の変更等について

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/20260319_System-kino.pdf

Q3-2. 新システム移行のためのシステム停止期間はいつですか。

A3-2. **新システム移行日が決まり次第、あわせて公表**いたします。

Q3-3. 発給システム停止期間中に、交付済みの特定原産地証明書を発給システムから取得できますか？

A3-3. **取得できません**。本停止期間前に発給システムから必要な特定原産地証明書の取得いただくか、停止期間後までお待ちいただきます。

Q3-4. 現行システム停止までに審査が完了しなかった発給申請データは、新システム移行後にどのように取り扱われますか？

A3-4. 追って、重要情報へ掲載いたします。

Q3-5. 新システムの判定依頼・発給申請やサプライヤー証明書入力等の仕様・機能はシステム利用事業者に対して、いつ開示されますか？

A3-5. 重要情報（以下 URL 参照）の「1.（3）原産品判定依頼におけるシステム上での典拠書類作成機能」をご確認ください。

○第一種特定原産地証明書発給システムの 更新に伴う機能・仕様の変更等について

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/20260319_System-kino.pdf

IV. 行政書士法との関係について

Q4-1. 特定原産地証明書の発給申請時における申請書の作成に関し、行政書士法との関係で留意することはありますか？

A4-1. 行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができないとされています。特定原産地証明書の発給申請等において、行政書士又は行政書士法人でない者が、発給申請者等に代わって発給申請書類等の作成を行うことは、場合によっては行政書士法に抵触する可能性がありますので、ご注意ください。具体的な事例については、弁護士等の専門家にご相談ください。

以上

【お問い合わせ先】

日本商工会議所 国際部

TEL : 03-3283-7850